

固定資産税減額申告書（大規模修繕マンション）

年 月 日

羽 村 市 長 宛

申告者（納税義務者）

個人・法人番号

住所（所在地）

氏名（名称）

電話番号

羽村市税賦課徴収条例付則第12条の4第13項及び同条第14項の規定により、下記のとおり申告します。

所 在 地	羽村市			
家 屋 番 号			マンション名	
			部 屋 番 号	
構 造			種 類	
専 有 面 積 (共用部分含む)	m ²		建 築 年 月 日	年 月 日
1 棟の床面積	1 棟 m ²		登 記 年 月 日	年 月 日
	うち、居住部分床面積 (1/2以上であること)	m ²	工事完了年月日	年 月 日
工事完了後3か月以内に申告書を提出できなかった理由				
添付書類	【共通】 ☐当該マンションの総戸数が確認できる書類（設計図書等） ☐過去工事証明書（写し可） ☐大規模の修繕等証明書（写し可） 【管理計画認定マンションの場合】 ☐修繕積立金引上証明書（写し可） ☐管理計画の認定通知書または変更認定通知書の写し 【助言または指導を受けて長期修繕計画を見直したマンションの場合】 ☐助言・指導内容実施等証明書（写し可）			

* 固定資産税が減額されるマンションの要件等については、裏面に記載してあります。

マンションの大規模修繕工事に伴う固定資産税の減額措置について

この申告により適用を受けようとする固定資産税の減額措置の内容は、次のとおりです。

1 減額の要件

次の要件をすべて満たす必要があります。

(1) マンションの要件

- ・居住用専有部分（マンション専有部分の床面積の2分の1以上が居住用である専有部分をいう。）を有し、新築されてから20年以上が経過している、総戸数が10戸以上（居住用以外の専有部分も含む）のマンションであること。
- ・過去に大規模修繕工事を1回以上行い、その後、令和5年4月1日から令和9年3月31日までの間に大規模修繕工事が完了していること。
- ・長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること。

(2) 工事の要件

次の①から③の工事が全て実施されていること。また、①から③の各工事は、同一の工事請負契約の中で行われたものであるなど、一体として扱われる工事である必要があります。

- ① マンションの外壁の修繕または模様替（外壁塗装等工事）
- ② マンションの直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕または模様替（床防水工事）
- ③ マンションの屋上部分、屋根またはひさしその他これに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕または模様替（屋根防水工事）

2 減額される範囲

- (1) 各専有部分一戸あたり床面積が100㎡以下のもの
床面積部分すべてについて固定資産税（家屋分）の3分の1を減額
- (2) 各専有部分一戸あたり床面積が100㎡を超えるもの
100㎡相当分について固定資産税（家屋分）の3分の1を減額

3 減額される期間

- ・大規模修繕工事が完了した年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分

4 他の減額措置等との重複適用

- ・「耐震改修工事」、「バリアフリー改修工事」、「省エネ改修工事」の減額制度と同じ年度に併用して適用を受けることはできません。
- ・過去に大規模修繕マンションの減額を受けた住宅は、適用できません。